

## 院内感染対策のための指針

医療法人社団三誠会北斗わかば病院（以下「病院」という。）は、患者様および病院従業員に安全で快適な医療環境を提供する必要から、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え等を定めました。

### 1. 感染症対策に関する基本的な考え方

病院における院内感染の防止に留意し、感染等発症の際にはその原因の特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要であります。このため、院内感染防止対策を全病院従業員が把握し、この指針に則った医療を患者様に提供出来るよう取り組みます。

### 2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

院内感染は、様々な要因が複雑に関連して発症するため、病院各部の職員が職種横断的に協力し、予防対策を効果的に行っていく組織として「北斗わかば病院院内感染対策委員会」を設置し、毎月1回定期的に会議を開催して院内感染予防対策の策定と推進を行っています。また、緊急時には、臨時に同委員会を開催いたします。

### 3. 院内感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針

- 1) 院内において、院内感染に関する知識・技能習得のため年2回程度研修会を開催します。
- 2) 外部研修へ医療従事者を積極的に参加させるよう努めます。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防および蔓延の防止を図るため、病院における感染症の発生状況を、週1回ごとに「感染情報レポート」として関係各部署に周知するほか、必要な場合は、紙面情報として病院従業員に周知し、リアルタイムな情報の共有に努めます。

### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本指針

感染症患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発症した場合には、感染症法に準じて行政機関に報告します。

なお、感染症患者とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定されている対象疾患や院内感染の恐れのあると判断される者すべてをいいます。

#### （1）通常時の対応

感染症患者が発症した場合は、担当医または看護課長から院内感染対策委員会に報告するとともに「感染症発生報告書」を提出します。

#### （2）緊急時（重大な院内感染等の発生）の対応

感染症患者の発生の緊急時（重大な院内感染等の発生）には、担当医または看護課長

から院内感染対策委員会に直ちに報告し、速やかな対策を講じます。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示等に掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

7. 病院における院内感染対策の推進のための必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備し、病院従業員への周知徹底を図ります。また、マニュアルの定期的見直しを行います。

平成22年11月 1日

2022年10月 1日一部改訂

2023年 4月 1日更新

医療法人社団 三誠会 北斗わかば病院